

ご ちよう た ち く か っ せ い か け い か く
五町田地区活性化計画

やま なし けん ほく と し
山梨県・北杜市

平成20年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	五町田地区活性化計画		
都道府県名	山梨県	市町村名	北杜市
地区名(1)	五町田地区	計画期間(2)	H20~ 22

目 標 :(3)

定住等の促進に資する農業用排水施設等の整備により、地域農産物のブランド化による農業の振興と、都市住民との交流の促進による地域活性化を図る。具体的な数値目標として、計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備がされ機能が確保された農地の面積を15.0haにすることを旨とする。また、機能が確保された農地を活用し、都市との交流、農業所得の向上による農業者の流出抑制、農家と地域住民の農村資源の管理・保全を通じたコミュニティの向上による定住の促進を目指す。

山梨県は、平成19年12月に策定した「やまなし農業ルネサンス構想」に「次代につながる力強い産地づくり」「自然と調和した美しい里づくり」を掲げている。北杜市と連携するなか、特色ある産地づくりのため次世代が意欲を持って農業に取り組めるように基盤整備を推進し、また、農家のみならず農村地域の住民が一体となった農村資源の管理・保全活動への支援を行うことなどによって、本活性化構想を実現していくものである。

目標設定の考え方

地区の概要：

北杜市は、山梨県の最北部、八ヶ岳の南麓に位置し、標高500m以上の中山間地域の稲作地帯である。北杜市では、稲作の他、野菜栽培の導入を推進するなど土地生産性の高い農業の展開を図っている。五町田地区では、高齢化による担い手不足が生じていることから、大型機械や無人ヘリコプター等を利用し、労働力の軽減を図っており、また、有機栽培による品質向上に努め、米のブランド化を推進している。さらに、中核的担い手となる農業後継者の育成、新規就農者への支援を行うなど、農業の活性化及び農業所得増大を目指している。

現状と課題

五町田地区は、稲作を中心とした農業を生活基盤として栄えてきたが、農業所得の低下等により、若者の農家離れが進んでいる。また、近年の生産者の高齢化等による担い手不足等から農村の活力が低下している。この状況をかんがみ、農村における定住等及び農村と都市との地域間交流を促進するため、今後、如何に地域の環境を整備していくかが課題となっている。

今後の展開方向等(4)

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、近年、中央自動車道を利用する首都圏からの観光客が見込まれる北杜市としては、この立地条件と地域産物を有効に活用した地域活性化を目指すこととする。具体的には、都市住民を対象に農山村地域ならではの魅力を積極的にPRすることで、五町田地区に呼び込み、いわゆる交流による地域活性化を図ることとする。地域産物である米、そば、高原野菜については、新たな加工品を開発・ブランド化し、直売センターを整備し、他の産物とともに販売することで、農業所得を増加させる。なお、活性化計画終了年度の翌年には、定住等の促進に資する農業用排水施設等の整備・保全により条件整備がされ機能が確保された面積15.0haを検証するとともに、機能が確保された農地を活用し、都市との交流、農業所得の向上による農業者の流出抑制、農家と地域住民の農村資源の管理・保全を通じたコミュニティの向上による定住の促進を目指す。

【記入要領】

- 1 地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業 (1)

市町村名	地区名	事業名 (事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
北杜市	五町田地区	基盤整備 (農業用排水施設)	北杜市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務 (4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業 (施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項 (6)

--

【記入要領】

- 1 法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 2 「事業名 (事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域 (1)

五町田地区 (山梨県北杜市)	区域面積 (2)	93 ha
区域設定の考え方 (3)		
法第 3 条第 1 号関係： 当該区域の総面積93haのうち農地面積は54haで58%を占め、8割以上が農業従事者である。		
法第 3 条第 2 号関係： 定住等及び地域間交流を促進することが、五町田地区において農村の活性化に必要不可欠である。		
法第 3 条第 3 号関係： 都市計画区域外であるとともに、既に市街地を形成している区域を含めていない。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第 2 条第 2 号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第 3 条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園 (活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地 (農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積 (m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし。													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項 (農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

【記入要領】

- 1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- 4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 5 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 (1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	該当なし	
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)	該当なし	
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)	該当なし	
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (5)	該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項	該当なし	
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)	該当なし	
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項 (7)	該当なし	

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益賃の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

定住等の促進に資する農業用排水施設等の整備・保全により条件整備がなされ、機能が確保された農地の面積を現地で検証する。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
- ・関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。